社会福祉法人阿見町社会福祉協議会「阿見町介護職員初任者研修」事業研修学則

（目的）

第1条　急速な少子高齢化の進展や世帯構造の変化により、介護人材の安定的確保と資質の向上が急務となっている。また、高齢者が在宅生活を継続するためにも家族の介護力養成が重要となっている。

社会福祉法人阿見町社会福祉協議会（以下当法人という）では、これまで介護保険制度下での事業運営で培ってきた高齢者福祉の知識や介護技術・人材・設備及び地域の社会資源を活用し、社会参加へ貢献するため本研修を実施し在宅、施設を問わず、介護職員として働く上で基本となる知識・技術を習得し、総活躍時代に相応しい介護人材を育成することを目的とする。

（名称）

第2条　研修事業の名称は、次のとおりとする。

阿見町介護職員初任者研修

（実施場所）

第3条

(1)　阿見町総合保健福祉会館 （茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1）講義

(2)　阿見町社会福祉協議会通所介護事業所 （阿見町阿見4671-1）演習・実習

(3)　特別養護老人ホーム 阿見翔裕園 （阿見町阿見5137）実習

（研修期間）

第4条　研修実施期間は、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

（研修定員）

第5条　研修定員は20名とする。ただし、受講申し込み者が5名以下の場合は中止する。

（研修カリキュラム）

第6条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

（専任講師の指名）

第7条　専任講師は置かない。

（受講資格）

第8条　次の者に受講資格を認める。

(1)　心身ともに健康で介護業務に従事することを希望する者。

(2)　開講日時点において義務教育を修了している者。ただし、未成年については保護者の同

意を必要とする。

（受講手続）

第9条　募集手続は、次のとおりとする。

1. 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに申し込むこと。ただし、定

員に達した時点で申し込み受付は終了する。

1. 当法人は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛に通知する。

(3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(4) 当法人は、受講料等の納入を確認した後、教材を開講式当日に配布する。

（研修修了の認定方法）

第10条　茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュ

ラムを全て修了し、「9．こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得

が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に

修了証明書を交付し、修了認定を行なう。ただし、第16条の受講取り消しに該当する者は

修了を認めない。

2　修了の認定基準は次のとおりとする。

(1) 理解度の高い順にＡ,Ｂ,Ｃ,Ｄの4区分で評価したうえで、Ｃ以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。

(2) 認定基準　100点満点とする。

Ａ＝90点以上　Ｂ＝80～89点　Ｃ＝70～79点　Ｄ＝70点未満

(3) 評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行なう。ただし、補講に係る受講料については、科目内1項目について、1,000円を受講者の負担とする。

（欠席者の取り扱い)

第11条　理由の如何に関わらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とする。

2　早退・途中退席は特段の事情がない限り認めない。また病気その他の理由で欠席する場合

は、前日までに事務局に連絡すること。やむを得ない理由で当日になる場合は、講義が始ま

る前までに事務局へ連絡すること。

（補講の取り扱い）

第12条　研修の一部を欠席したもので、やむを得ない理由があると認められるものについて

は、補講または提出課題を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講

に係る受講料については、科目内１項目について、1,000円を受講者の負担とする。

2 補講は当法人にて同一内容のカリキュラムを受講することにより行うが、やむを得ない場

合は、他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は他の事業者が定める金額によ

ることとする。

（科目の免除）

第13条　科目の免除はこれを認めない。

（受講料）

第14条　受講料は45,000円（教材費・実習費込み）とする。ただし、受講料納入後の返金はしない。

（使用教材）

第15条　使用教材は介護職員初任者研修テキスト（発行:公益財団法人介護労働安定センター）

　とする。

(受講の取り消し)

第16条　次の各号の一つに該当する者は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者。

(2) 当法人の指示に従わない者。

(3) 故意に当法人あるいは実習先の施設の設備等を棄損した者。

(4) 研修の秩序を乱す者。

(5) その他受講者としての本分に反した者。

（修了証明書の交付）

第17条　第10条により修了を認定された者には、当法人において茨城県介護職員初任者研修

実施要綱に定める修了証明書（含む携帯用）を交付する。

（修了者の管理方法）

第18条　修了者の管理については、次により行なう。

1. 修了者名簿に記載し、永久保存とするとともに、茨城県が指定した様式に基づき、知事

に報告する。

(2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行なう。

（その他の留意事項）

第19条　研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1. 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じ

た場合には迅速に対応する。

苦情・事故対応部署：阿見町介護職員初任者研修事務局　電話029-887-0084

1. 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目

的に使用しない。

1. 受講者等は、実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に

使用してはならない。また研修実施者は、受講者に対し適切な指導を行なうものとする。

（施行細則）

第20条　この学則に必要な細則並びに、この学則に定めない事項で必要があると認められる

ときは、当法人がこれを定める。

（附則）

　この学則は平成29年7月1日から施行する。

　この学則は平成30年9月3日から施行する。